

クレーン機能付きドラグ・ショベルでの荷のつり上げは、 クレーンモードに必ず切り替えてください！

令和4年1月、当署管内の工事現場において、クレーン機能付きドラグ・ショベルで、生コンの入ったホッパーをつり上げていたところ、ドラグ・ショベルが転倒し、被災者（運転者）がドラグ・ショベルとコンクリート擁壁との間に挟まれる**死亡災害が発生**しました。

クレーン機能付き・ドラグ・ショベルで荷のつり上げ作業を行う場合は、**以下3点の災害防止措置が講じられていることを必ず確認**してください。



イラストは同種災害のものであり、左の死亡災害の発生状況とは異なります。（出典：厚生労働省「職場のあんぜんサイト」）

- **クレーンモードに切り替え**ていること（過負荷防止）。
【クレーン等安全規則第69条】※1
- **移動式クレーン作業の方法等を決定**していること（荷の重量、アームの位置、角度に応じた定格荷重等の確認）
【クレーン等安全規則第66条の2】※1
- **運転者及び玉掛け者は必要な資格等**を有していること。
【クレーン等安全規則第68条・第221条、労働安全衛生規則第36条】※1

つり上げ荷重	運転者	玉掛け者
5トン以上	移動式クレーン運転士	玉掛け 技能講習修了者
1トン以上 5トン未満	移動式クレーン運転士 小型移動式クレーン技能講習修了者	玉掛け 技能講習修了者
1トン未満	移動式クレーン運転士 小型移動式クレーン技能講習修了者 移動式クレーン運転業務特別教育修了者	玉掛け 技能講習修了者 特別教育修了者

- ※1 上記の災害防止措置を講じていない場合、【 】内の法令違反となり、罰則が適用されることがあります。
- ※2 裏面の「クレーン機能付きドラグ・ショベルの各部の名称及び安全装置」をご覧ください。

クレーン機能付きドラグ・ショベルの各部の名称及び安全装置

※ **移動式クレーン表示ラベル** がクレーン機能付きドラグ・ショベルの特徴

